

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 室戸市全域

#### (1) 現況

本地域は、高知県の東方に位置し、ほぼ逆三角形を描いて太平洋に突出し、総面積の85%を森林が占めている。このような立地条件のもと、西部ではナス等の施設園芸、東部では水稻、海岸段丘地帯では露地野菜や千両を中心とした花木、そして中山間地域では水稻や果樹が主な営農形態となっている。代表的な営農形態や品目はあるものの、本地域では多種多様な作物が栽培されている点が特徴である。

しかしながら、本地域の大部分が中山間地域に位置しており、一筆当たりの面積が比較的小さく不整形なほ場が多くなっている。また、平野部においても基盤整備や農地の集積等が進んでおらず、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄地が増加し、多面的機能が低下してしまうことが特に懸念されているので、「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」「環境保全型農業の取組」など、多面的機能が適切に発揮される取組が必要である。

#### (2) 目標

本地域では多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、本地域の中山間地域等の条件不利地域においては、集落協定や農業者などの合意形成による集落営農の取組などにより、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を支援する。併せて、法第3条第3項第

3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	室戸市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

室戸市全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

とし、勾配は団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

## 2 集落協定の共通事項

(1) 集落の農用地面積が 1 h a 未満である場合において、農用地面積が 0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると室戸市長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

(2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると室戸市長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

## 3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、室戸市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想のなかで、農業構造改善の目標に記載された数値を達成できるであろう者として市長が認定する者とする。

## 4 その他必要な事項

(1) 市は、農用地の利用集積を進めるにあたっては、集落の目標や方向性に従い農業の振興を図るうえで、農地利用集積円滑化事業等の活用を図り、集落ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。この場合、地域での話し合いと合意形成を促進する為、農用地利用改善団体等の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるにあたっては、農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向を具体的に明らかにするよう指導し、地域の特性を活かした農業基盤を構築する。

(2) 次の 1 から 4 の取組を集落協定に位置づける場合は、各項目に示す事項について、

集落協定に記述する。

1 土地改良事業

(ア) 事業実施の目的

(イ) 事業の実施主体

(ウ) 実施する事業種目、事業内容及び事業規模

2 災害復旧事業

(ア) 事業実施の目的

(イ) 事業の実施主体

(ウ) 事業実施する事業種目、事業内容及び事業規模

3 地目の変更

(ア) 耕作者（所有者）氏名

(イ) 変更前後の地目及び面積

4 集落相互間の連携

(ア) 近隣の担い手のいる集落等との連携（当該集落、連携の活動内容、工程表）

(イ) 農業公社、NPO法人、農作業受委託組織等、民間法人等の集落協定への参加  
・連携（当該法人名、連携の活動内容、参加内容、スケジュール）

(ウ) 近隣の小規模な集落協定との統合・連携